

# 第1章 総則

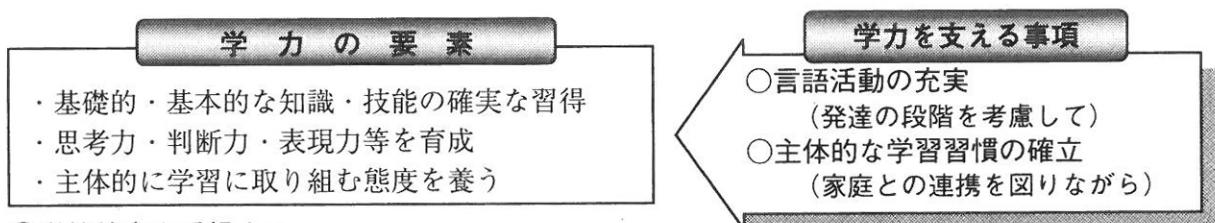
## 1 改訂のポイント

### ◆第1 教育課程の編成の一般方針

<生きる力をはぐくみ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で>

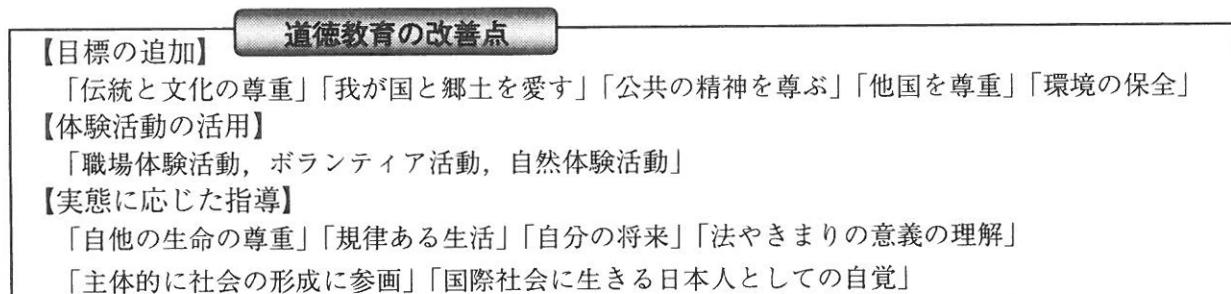
- ①教育及び義務教育の目標を達成する（目標は教育基本法・学校教育法で規定）

⇒人間として調和のとれた育成を目指し、適切な教育課程を編成



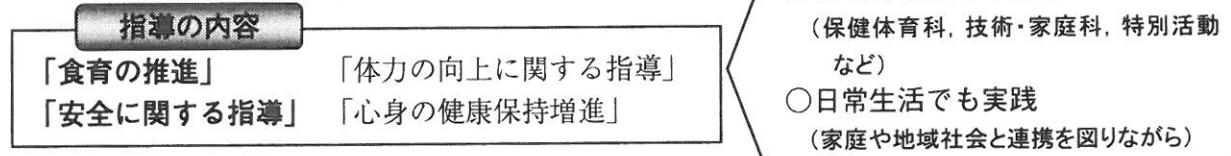
- ②道徳教育を重視する

⇒「道徳の時間を要」とし、生徒の発達の段階を考慮し学校の教育活動全体で実施



- ③体育・健康に関する指導を重視する

⇒食育の推進、安全に関する指導を追加



### ◆第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

#### ①<学習指導要領の基準性を明記>

○全ての児童に対して学習指導要領に示す内容を確実に指導する。

○必要に応じて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することもできる。  
(歯止め規定の原則削除)

#### ②<選択教科の取扱い>

○課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じた様々な学習活動が行えるよう適切に定め、開設できる。(時数枠外)

○生徒の負担過重となることがないようにする。

### ◆第3 授業時数等の取扱い

- ①年間35週以上にわたって指導計画を作成する

○特定の期間（長期休業中など）に授業実施が可能

※教科や学習活動の特質に応じて効果的であることが必要

○10分程度の短い時間を単位とした指導については、年間時数に加算することが可能

※教科指導や学習活動として妥当かどうかの判断が必要

<道徳の時間、学級活動、生徒主体のいわゆる「朝の読書活動の時間」は不適当>

- ②総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替ができる

○体験活動（自然体験活動・ボランティア活動等）を通して学校行事（特別活動）と同様の成果が期待できるときは、総合的な学習の時間における当該活動をもって相当する学校行事の実施に替えることが可能。(行事の実施をもって、総合的な学習の時間の実施に替えることはできない)

## 2 指導計画作成上の留意点

### ◆第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

#### (1) 指導計画の作成

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。



各教科等のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、次の内容を定めた具体的な計画  
◇指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等

◇年間指導計画  
◇2年間、学期、月、週、単位時間ごとの指導計画  
◇単元、題材、主題ごとの指導案

(指導計画作成の視点)

1 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるようにする。

- ◇指導内容の不必要的重複及び重要な指導内容の欠落がないよう配慮する。
- ◇指導の時期、時間配分、指導方法等も各学年間相互の関連を考慮した上で計画を立てる。
- ◇各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導を計画する。

2 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにする。

- ◇時数が増加した教科において、反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験、レポートの作成といった知識・技能の活用を図る学習活動を充実させる。
- ◇各種教材等についても、質・量両面での充実が必要であるため「教材等の精選」を削除した。

#### (2) 指導計画作成上の配慮事項

##### 1 生徒の言語環境の整備と言語活動の充実

基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、生徒の言語環境の整備と言語活動の充実を図る。

- 知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して思考力・判断力・表現力がはぐくまれる。
- ◇学習例…観察・実験の結果をもとにレポートを作成する。文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述する。等
- ◇言語活動例…自分の考えをまとめる。根拠を明らかにし筋道立てて説明しあう。観察実験の結果を分析し解釈する。自分の価値観を持って批評する。等
- ◇環境の整備例…教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書く。印刷物等用語や文字を適正に使用する。適切な言葉を使って簡潔に話す。等

2 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進

3 生徒指導の充実

4 進路指導の充実

## 5 ガイダンスの機能の充実

### 6 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

◇授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させたり、授業の最後に生徒に当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図る。

## 7 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

### 8 障害のある生徒の指導

◇特別支援学校等の助言又は援助を活用する。  
 ◇個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行う。  
 ◇個別の指導計画を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行う。  
 ◇家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成をすることなども考えられる。

## 9 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

### 10 情報モラルの充実、コンピュータ等や教材・教具の活用

小学校段階で身に付けた知識・技能を基に、コンピュータや情報通信ネットワークなどを主体的に活用できるようにする。特にインターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ、情報モラルについて指導することが必要である。なお、携帯電話の利用の問題に関しても、家庭との連携を図りつつ、指導を適切に行う必要がある。

## 11 学校図書館の利活用

## 12 指導の評価と改善

### 13 部活動の意義と留意点等

部活動は諸文化に親しませるとともに、人間関係の形成、教科学習の深化、地域の方との交流など多くの意味を持つ。生徒が参加しやすいように実施形態を工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど配慮することが必要である。

### 14 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

学校が目的を達成するためには、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。そのため、次の点を積極的に進めることが必要である。

◇家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流を図る。  
 ◇中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図る。  
 ◇障害のある児童生徒との交流及び共同学習。  
 ◇高齢者との触れ合い・交流する機会を設ける。

### 3 Q & A

Q 1 新しい学習指導要領は、「生きる力」の理念は変わらないとしていますが、「生きる力」をはぐくむに当たり、「自ら学び自ら考える力の育成」という表現がないですが、学力についてどのように示していますか。

学校教育法第30条2項を受け、第1章総則第1の1で「学力の要素」を次のように定めています。

①基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得

②これらを活用して課題を解決するため必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成

③主体的に学習に取り組む態度の養成

また、これらを支えるものとして、①生徒の発達の段階を考慮した言語活動の充実 ②家庭との連携を図った学習習慣の確立が挙げられています。

Q 2 現行の学習指導要領は、「最低基準」と言われていますが、新しい学習指導要領の考え方はどうなっていますか。

学習指導要領の基準性については、これまでと同様の考え方です。したがって、学習指導要領は、中学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準ですので、「すべての学校ですべての子どもたちに確実に教える」ものとして、各学校の教育課程の編成及び実施にあたる必要があります。ただし、現行で「～は取り扱わないものとする」といった、いわゆる歯止め規定については、各学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるよう、原則削除となりました。

Q 3 第1の2では、「学校における道徳教育については、道徳の時間を要として学校の教育活動全般を通じて行う」とありますが、どのように考えればよいでしょうか。

解説にもあるように「道徳の時間のみで、道徳教育のすべてが行われているわけではない。学校の教育活動全般を通じてそれぞれの教育活動の特質において行われるものである。」という考え方はこれまでと同様ですが、道徳教育は道徳的価値の学習であり、生活の場全般を通して行われます道徳教育の充実を図る点が今回の改訂の趣旨です。

Q 4 指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項として、「言語活動の重視」が強調されていますが、「言語に関する能力を育成する」では、どういう点に留意したらよいでしょうか。

言語に関する能力を育成する中核となる教科は国語科であるが、今回の改訂では、すべての教科等で、「自分の考えを説明する」「感じたことや思ったことを言葉で表したり、友人と話し合あう」「話し合って作戦を立てる」「自分の考えを基に、書いたり話し合ったりする」「体験活動を通して気付いたことなどを、まとめたり発表しあったりする」など、各教科等の特質に応じた言語活動(記録、要約、説明、論述、レポート作成など)の充実に努めることが大切です。

Q 5 総則の内容等の取扱いに関する共通事項で、「10分程度の短い時間の活用」や「特定の期間にまとめて行う」など、授業時数等について弾力的な取扱いを認めていますが、教育課程の編成に際して、どのような点を留意したらよいでしょうか。

まず、授業時数については、別表第2に示す各教科等の時間数を、年間35週以上にわたって行うことが原則です。ただし、各教科の特性において弾力的な取扱いで行った方が効果的であるということが判断される場合は、次の点について留意して行うことが大切です。

①年間指導計画に位置付ける ②指導者が学習内容を把握できる ③学習内容を評価できる  
その上で、生徒の過重負担にならないよう配慮することと学校運営に支障をきたさないよう学校全体で共通理解を図り、慎重に検討することが重要です。

Q 6 新しい学習指導要領には、部活動についての記述がありますが、「教育活動との関連」とはどんなことを示しているのですか。

部活動は教育課程外であり、位置付けは現行と変更はありません。これまで、部活動が中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、学校教育活動と関連を図りながら進めることが大切です。

その上で、解説には①部活動の意義 ②地域などとの連携 ③運営上の工夫の説明があります。